## 奈良市公民館使用料等検討委員会設置要綱 (平成18年奈良市告示第750号)

(目的及び設置)

第1条 本市における公民館の使用料のあり方等について検討するため、奈良市公民館使 用料等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。
  - (1)公民館の使用料のあり方に関すること。
  - (2)公民館の使用料の減免措置に関すること。
  - (3)その他公民館の運営に関すること。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 社会教育委員
  - (2) 公民館運営審議会委員
  - (3) 学識経験者
  - (4) 市民から公募した者

(会長及び副会長)

- 第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他について必要な事項は、 市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年12月8日から施行する。
  - (この告示の失効)
- 2 この告示は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。